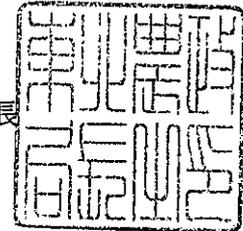




29北振第2388号  
平成30年4月4日

岩手県知事 殿

東北農政局長



水利施設等保全高度化事業実施要領の制定について

このことについて、別紙写しのとおり、平成30年3月30日付け29農振第2703号をもって、農村振興局長から通知がありましたので、御了知の上、本事業の適切な実施につき御配慮をお願いします。





29農振第2703号  
平成30年3月30日

東北農政局長 殿

農村振興局長

水利施設等保全高度化事業実施要領の制定について

この度、水利施設等保全高度化事業について、別添のとおり水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知）を定め、平成30年4月1日から施行することとしたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

